

# 金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年3月21日午後1時30分から令和7年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は18名で次のとおりである。

第1番委員	坂井	聡	第12番委員	佐藤	浩幸
第2番委員	小野	まり子	第13番委員	佐藤	祝
第3番委員	宮本	賢	第14番委員	山路	和弘
第4番委員	倉田	和久	第15番委員	小坂	倫充
第5番委員	渡辺	好章	第16番委員	岩野	悦子
第7番委員	高橋	重貴	第17番委員	小嶋	教三
第8番委員	及川	宏和	第18番委員	田口	敏
第9番委員	有住	寿哉	第19番委員	高橋	正則
第10番委員	高橋	義隆	第20番委員	菊地	成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	高橋	真一郎
係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第5号	贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について
議案第6号	令和7年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について
議案第7号	金ヶ崎町農業委員会委員の辞任について
議案第8号	農業委員会事務局職員の人事について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	田尻	和稔
主事	巴	春菜

- 議 長 只今から令和7年第3回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。  
時間 13時30分
- 議 長 6番松本隆委員、11番高橋新一から欠席の報告があります。  
只今の出席委員は、18名であります。  
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には2番小野まり子委員、3番宮本賢委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。  
事務局長補佐 長 【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】  
議 長 報告が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 日程第4、議案第7号金ケ崎町農業委員会委員の辞任についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。  
事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
お諮りします。  
休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。  
——休憩——
- 議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。  
人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決します。
- 議 長 議案第7号金ケ崎町農業委員会委員の辞任について、同意することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は同意することに決定しました。

- 議 長 お諮りいたします。  
職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第8号農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、追加日程第1議案第8号を最初の議題とすることに決定しました。ただちに議案の配付をいたします。  
——議案配布——
- 議 長 追加日程第1議案第8号農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。事務局長補佐説明を求めます。  
事務局補佐長 【別添議案書に基づいて事務局長補佐朗読説明】  
説明が終わりました。お諮りいたします。  
休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。  
——休憩——
- 議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。  
人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決します。議案第8号農業委員会事務局職員の人事について承諾することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり承諾することに決定しました。
- 議 長 お諮りいたします。  
休憩したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。  
——休憩——
- 議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
- 議 長 日程第5、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。  
事務局局長 【事務局朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 長 日程第6、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議長 長 日程第7、第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
ここで、番号11番から14番の案件について、7番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。  
——7番委員退席——

議長 長 これより、番号11番から14番の案件について質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
番号11番から14番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議長 長 挙手全員であります。  
よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
7番高橋重貴委員の入席を許します。  
——7番委員入席——

議長 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
これより、番号1番から10番及び15番から17番の案件について、質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議長 長 挙手全員であります。  
よって、当案件は、許可することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりました。

第7番委員 つづいて、現地調査の報告を求めます。  
番号1番の案件について7番高橋重貴委員より報告願います。  
7番高橋です。3月18日午前に、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、有住寿哉委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

譲受人である[ ]が共同住宅を4棟建築するため、譲渡人である[ ]所有の田を売買により取得し、転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しています。

周辺農地への被害防除措置としては、申請地東側及び西側に農地、北側に水路が面しており、土留めとして擁壁を設置して農地への土砂流出を防ぐとともに、雨水については、敷地内にコンクリート側溝を新設し集水し、浸透柵にて自然浸透処理及び放流を行い周辺への溢水を防ぐ計画であるため、周辺農地への被害は予想されないものと判断します。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。

第2番委員 つづいて、番号2番の案件について2番小野まり子委員より報告願います。  
2番小野です。3月17日午後に、永岡地区の高橋新一委員、小嶋教三委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

借受人である[ ]が[ ]の[ ]の受注に伴い、駐車場及び工事材料の仮置き場等の用地として使用するため、農地所有者の[ ]から、田を賃貸借により借り受け令和7年11月まで一時転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、農振計画の農用地域内農地であり、農地転用目的の例外規定である3年以内の一時転用に該当することから許可できるものと考えます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。

周辺への被害防除措置としては、農地に形状変更を加えるものでも

なく、敷き鉄板を用いるなどして損傷が生じないよう現状維持に留意する計画であることから周辺農地への影響は、発生しないものと思われれます。

申請地は、工事施工箇所に近接する田で、現在は、XXXXXXXXXXが借り受けておりますが、耕作者の同意を得ているほか、胆沢平野土地改良区からも農地転用がさしつかえない意見を受けております。

また、工事完了後は、すみやかに現状の農地へ復元する計画となっていること、昨年度、一昨年度も同内容で申請があり、工事完了後には適切に農地へ復元されていたことから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第9、議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事務局 局長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号1番の案件について、17番小嶋教三委員より報告願います。

第17番委員

17番小嶋です。3月17日午後に、永岡地区の小野まり子委員、高橋新一委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

当初の事業計画では、XXXXXXXXXXが造園・育苗用の土を採取するため、県から一時転用許可を受けて事業を着手していましたが、悪天候により事業が予定よりも進まなかったことから、事業計画変更申請により事業完了予定日を1年間延長しようとするものです。

現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。

農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても

農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となったことが事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、自己資金により実施することが確実であること、周辺への影響は変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労様でした。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第10、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。

事務局説明を求めます。

事 務 局 議 長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、所有権移転番号1番の案件について、4番倉田和久委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——4番委員退席——

議 長

これより、所有権移転番号1番の案件について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

第12番委員

12番佐藤です。利用目的が田となっておりますが、畑の誤りではないでしょうか。

事 務 局

佐藤委員のご質問にお答えします。

こちらは畑の誤りです。修正させていただきます。

大変申し訳ありません。

議 長

その他、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 所有権移転番号1番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。  
 4番倉田和久委員の入席を許します。  
 ——4番委員入席——
- 議 長 4番倉田和久委員の案件については、原案のとおり決定しました。  
 続いて所有権移転番号2番及び利用権設定の全案件について、質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第11、議案第5号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査についてを議題とします。  
 事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 局長 【事務局 朗読説明】  
 説明が終わりました。  
 これより質疑に入ります。  
 質疑ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。  
 討論に入ります。討論ございませんか。  
 ——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。  
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
 議案第5号贈与税、不動産取得税の納税猶予に関する引き続き農業を行っている等の証明願の審査について、原案のとおり証明することに賛成する委員の挙手を求めます。  
 ——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。  
 よって、本案は、原案のとおり証明することに決定しました。

議 長 日程第 12、議案第 6 号令和 7 年度金ケ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定についてを議題とします。  
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【事務局 朗読説明】  
説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。  
質疑ございませんか。

第 5 番 委 員 5 番渡辺です。令和 7 年度の目標の設定ということで、計数的なところも含め事務方でかなり吟味した上で設定したものと感じております。その点については格別申し上げる点はございません。  
教えていただきたいのは、30 ページに「(3) 新規参入の促進」という表があり、その令和 4 年度、5 年度、6 年度を合わせると 5 つの経営体が新規参入していますが、これらの方々がどういった方なのか教えていただきたいなと思います。

事務局 5 番渡辺委員のご質問にお答えいたします。  
30 ページの新規参入者の方々がどのような方々であるかという質問ですが、この場では、具体的な氏名等は控えさせていただきます。  
現在、認定新規就農者として認定されている方が 6 名います。  
地区別で申し上げますと、街地区 1 人、永岡地区に 3 人、北部地区に 2 人ということで計 6 人となっています。  
当然ながら、新規就農者の方、もしくは認定農業者の方と、農業委員の皆様との連携は非常に重要になってくると思います。  
特段この方々の詳細について農林課は公表していませんが、今後の農地の調整・集積等、農業委員活動として連絡を取りたい、相談したいという場合は、名前や連絡先等は、職務上必要な部分となりますので、提供できるものと思っています。  
また、地域計画において目標地図の中に、認定農業者や認定新規就農者の方々のリストが掲示される形になります。  
且つ、どこを耕作しているのかも色づけでされています。  
公表用については当然ながら名前等は非公開となっていますが、各地区にお配りする地図については、地区で話し合うのに必要なため、名前も記載しています。そういったところで、認定農業者の方、新規就農者の方がどこを耕作しているかご覧になれますので、ご活用いただければと思います。

第 5 番 委 員 5 番渡辺です。新規就農者の方々には、様々な形で、地域で活躍していただきたいと思います。  
そのためには、農業委員会も農林課と連携しながらサポートしていく必要があります、当然ながら既に関係機関では、新規就農者の方々には手厚いサポートをしていると思います。  
あわせて、地域として、新規就農者の方々を応援していくということも必要であり、町の広報や農業委員会だより等も活用しながら、皆さんに知ってもらいたいと思いますので、ご検討いただければと思います。

議 長 意見としますので、事務局、検討をよろしくお願いします。  
その他、質疑ございませんか。

第 2 番 委 員 2 番小野です。新規就農者からお話を伺って苦しい実情が見受けられます。

普及センターや J A さんからの助成等もあると思いますが、新規就農者に対しての助成等はどのようなものがあるのか知りたいです。

事 務 局 資料が手元にございませんで、詳しいことは申し上げられませんが、普通の方では受けられないような、新規認定就農者を対象とした優遇された貸付資金があります。

また、議会中で決定事項ではありませんが、農林課の新しいメニューとして、認定新規就農者が農地を借りる場合の貸借料の援助をしたいと考えています。

議 長 その他、質疑ございませんか  
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。  
討論に入ります。討論ございませんか。  
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。  
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。  
議案第 6 号令和 7 年度金ケ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。  
——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。  
令和 7 年第 3 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 35 分